

大分県報

平成三十年
第二九六六号
三月十六日

（金曜日）

目次

規則

大分県指定種子生産ほ場等審査規則の廃止……………一

教育委員会規則

学校職員の特種勤務手当支給規則の一部改正……………一

告示

平成二十九年年度臨時種畜検査に合格した種畜……………一

付保義務の発生……………一

道路区域の変更（六件）……………二

道路の供用開始（五件）……………四

道路占用の制限……………五

公有水面埋立工事のしゅん功認可……………六

土地区画整理事業の事業計画の変更……………八

都市計画事業の事業計画の変更認可……………八

規則

大分県指定種子生産ほ場等審査規則を廃止する規則をここに公布する。

平成三十年三月十六日

大分県知事 広瀬勝貞

大分県規則第二号

大分県指定種子生産ほ場等審査規則を廃止する規則

大分県指定種子生産ほ場等審査規則（昭和二十九年大分県規則第九十号）は、廃止する。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

○教育委員会規則

学校職員の特種勤務手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成三十年三月十六日

大分県教育委員会

大分県教育委員会規則第一号

学校職員の特種勤務手当支給規則の一部を改正する規則

学校職員の特種勤務手当支給規則（昭和二十九年大分県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「千四百円」を「千八百円」に改め、同条第二号中「三千円」を「三千六百円」に改め、同条第三号中「四千円」を「四千八百円」に改める。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

○告示

大分県告示第二号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第四条第一項第二号の規定による平成二十九年年度の臨時種畜検査に合格した種畜は、次のとおりである。

平成三十年三月十六日

大分県知事 広瀬勝貞

種畜証明書番号	名前 (登録・登記番号)	品種	検査成績
平二九大分県臨一第一号	研1034 (2016子受卵大黒330)	黒毛和種	二級
平二九大分県臨一第二号	研1047 (2016子受卵大黒559)	黒毛和種	二級

大分県告示第二号

神崎加入区について、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があった

ものと認める。

平成三十年三月十六日

大分県知事 広瀬勝貞

大分県告示第二百二二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成三十年三月十六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成三十年三月十六日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別		敷地の幅員	延長
		前	後		
一般国道二一二号	日田市大山町西大山字築瀬八一 四四番一地从先から 日田市大山町西大山字築瀬八一 四四番六まで	前	後	メートル 二二三・三 〽一〇・〇	メートル 四〇・〇
		後	前	六二・二 〽一二・七	四〇・〇
県道日田玖珠線	日田市大字羽田字竹ノ林四二九 九番七地先から 日田市大字羽田字竹ノ林四三〇 〽番七地先まで	前	後	一五・六 〽四・四	三七六・八
		後	前	五二・三 〽五・四	三七六・八

大分県告示第二百二三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成三十年三月十六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成三十年三月十六日

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別		敷地の幅員	延長
		前	後		
県道小川穴井迫線	竹田市大字炭竈字赤畑五三七番 四から 竹田市大字炭竈字赤畑五四八番 四まで	前	後	メートル 一〇〇・〇 〽五・〇	メートル 一四五・〇
		後	前	二〇・〇 〽七・〇	一四五・〇
井迫線	竹田市大字炭竈字赤畑五五三番 六から 竹田市大字炭竈字赤畑五〇〇番 九まで	前	後	一七・〇 〽六・〇	三二八・〇
		後	前	三〇・二 〽五・〇	三二八・〇

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別		敷地の幅員	延長	備考
		前	後			
県道小川穴井迫線	竹田市大字岩瀬字ヒキサ バ一一二一番一地从先から 竹田市大字岩瀬字ダイ七 一八番一地从先まで	前	後	メートル 一三三・二 〽三・三	メートル 一、〇五〇・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		後	前	一三・二 〽三・三	一、〇五〇・〇	
井迫線	竹田市大字炭竈字赤畑五三七番 四から 竹田市大字炭竈字赤畑五四八番 四まで	前	後	メートル 一〇〇・〇 〽五・〇	メートル 一四五・〇	
		後	前	二〇・〇 〽七・〇	一四五・〇	
井迫線	竹田市大字炭竈字赤畑五五三番 六から 竹田市大字炭竈字赤畑五〇〇番 九まで	前	後	一七・〇 〽六・〇	三二八・〇	
		後	前	三〇・二 〽五・〇	三二八・〇	

大分県告示第二百四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成三十年三月十六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成三十年三月十六日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別		敷地の幅員	延長
		前	後		
県道小川穴井迫線	竹田市大字炭竈字赤畑五三七番 四から 竹田市大字炭竈字赤畑五四八番 四まで	前	後	メートル 一〇〇・〇 〽五・〇	メートル 一四五・〇
		後	前	二〇・〇 〽七・〇	一四五・〇
井迫線	竹田市大字炭竈字赤畑五五三番 六から 竹田市大字炭竈字赤畑五〇〇番 九まで	前	後	一七・〇 〽六・〇	三二八・〇
		後	前	三〇・二 〽五・〇	三二八・〇

竹田市大字炭竈字赤畑五六三番 九から 竹田市大字炭竈字赤畑五〇〇番 九まで	後	一八・〇 〽 八・〇	三二八・〇
--	---	------------------	-------

大分県告示第二百五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成三十年三月十六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成三十年三月十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類 及び路線名	区 間	区域変更 前後別	敷地の幅員	延 長
----------------	-----	-------------	-------	-----

県道中津高 田線	宇佐市大字浜高家字浜筋通二四 六番二から 宇佐市大字浜高家字山城三四五 番四まで	前	一〇・八 メートル 〽 八・六	五四〇・〇 メートル
		後	二〇・一 〽 一一・七	五四〇・〇

県道大分大 野線	豊後大野市大野町安藤字東二八 九四番地先から 豊後大野市大野町安藤字東二八 七八番三まで	前	二八・〇 〽 四・〇	二〇二・〇
		後	三六・〇 〽 五・〇	二〇二・〇

大分県告示第二百六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成三十年三月十六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置

いて一般の縦覧に供する。 平成三十年三月十六日				大分県知事	広 瀬 勝 貞
----------------------------	--	--	--	-------	---------

道路の種類 及び路線名	区 間	区域変更 前後別	敷地の幅員	延 長	備考
----------------	-----	-------------	-------	-----	----

県道百枝浅 瀬野津線	豊後大野市三重町上田原 字谷一八四六番一地从か ら 豊後大野市三重町上田原 字井立一九五五番三地先 まで	前	四六・〇 メートル 〽 四・〇	七七一・〇 メートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		後	四六・〇 〽 四・〇	七七一・〇	
		B	七三・〇 〽 六・〇	七七一・〇	

大分県告示第二百七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成三十年三月十六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成三十年三月十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類 及び路線名	区 間	区域変更 前後別	敷地の幅員	延 長
----------------	-----	-------------	-------	-----

県道玖珠山 国線	玖珠郡玖珠町大字古後字柚ノ木 四五〇番四から 玖珠郡玖珠町大字古後字柚ノ木 四五〇番八まで	前	二八・五 メートル 〽 六・六	一五七・〇 メートル
		後	二八・五 〽 九・二	一五七・〇
	玖珠郡玖珠町大字山下字坂ノ上 二四四九番三地先から	前	九・六	一〇〇・〇

平成三十年三月十六日

大分県報(告示)

四

県道田野野上線	玖珠郡玖珠町大字山下字坂ノ上 二四五〇番二まで		〽 五・六	
	玖珠郡玖珠町大字山下字坂ノ上 二四四九番三から 玖珠郡玖珠町大字山下字坂ノ上 二四五〇番四まで	後	〽 一五・一 〽 五・九	一〇〇・〇
玖珠郡九重町大字野上字下野矢 三九五八番五地内		前	〽 一一・三 〽 七・二	三三・五
	玖珠郡九重町大字野上字下野矢 三九五八番九地内	後	〽 七・五 〽 七・二	三三・五

大分県告示第二百八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年三月十六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成三十年三月十六日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
一般国道二二二号	日田市大山町西大山字築瀬八一四四番一地先から 日田市大山町西大山字築瀬八一四四番六まで	平三〇・三・一六
県道日田玖珠線	日田市大字羽田字竹ノ林四二九九番七から 日田市大字羽田字竹ノ林四三〇〇番七まで	

大分県告示第二百九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年三月十六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成三十年三月十六日

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
県道佐伯蒲江線	佐伯市大字青山字又房二四二八番二から 佐伯市大字青山字椎木谷口二七〇二番六まで	平三〇・三・一六

大分県告示第二百十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年三月十六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成三十年三月十六日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
県道小川穴井迫線	竹田市大字炭竈字赤畑五三七番四から 竹田市大字炭竈字赤畑五四八番四まで 竹田市大字炭竈字赤畑五六三番九から 竹田市大字炭竈字赤畑五〇〇番九まで	平三〇・三・一六

大分県告示第二百十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年三月十六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成三十年三月十六日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
県道中津高田線	宇佐市大字浜高家字山城三三六番三から 宇佐市大字浜高家字山城三四五番二まで 豊後大野市大野町安藤字東二八九四番地先か	

大分県告示第二百二十三号 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定により、次のように道路の占用を制限する区域を指定する。 その関係図面は、平成三十年三月十六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。 平成三十年三月十六日 大分県知事 広瀬勝貞	大分県告示第二百十二号 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。 その関係図面は、平成三十年三月十六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。 平成三十年三月十六日 大分県知事 広瀬勝貞		道路の種類及び路線名 供用開始区間 供用開始年月日	区域
	県道大分大野線 豊後大野市大野町安藤字東二八七八番三まで	豊後大野市大野町安藤字東二八七八番三まで 豊後大野市清川町砂田字原三五番四から 豊後大野市清川町三玉字中島七〇六番三三まで	平三〇・三・一六	道路の種類及び路線名 一般国道二二三号
一 占用を制限する区域 大分県知事 広瀬勝貞	大分県告示第二百二十三号 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定により、次のように道路の占用を制限する区域を指定する。 その関係図面は、平成三十年三月十六日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。 平成三十年三月十六日	県道百枝浅瀬野津線 豊後大野市三重町上田原字井立一八五一番一 地先から 豊後大野市三重町上田原字井立一九五五番三 地先まで	一般国道二二二号 豊後大野市三重町上田原字井立一八五一番一 地先から 豊後大野市三重町上田原字井立一九五五番三 地先まで	中津市耶馬溪町大字戸原字猿ハミ一八番四から 中津市耶馬溪町大字戸原字猿ハミ二四番八まで 中津市山国町宇曾字松山平一四〇七番四から 中津市山国町宇曾字松山平一四〇七番五まで
		県道田野野上線 玖珠郡九重町大字野上字下野矢三九五番一 三から 玖珠郡九重町大字野上字下野矢三九五八番九 まで	一般国道三三七号 玖珠郡九重町大字野上字下野矢三九五番一 三から 玖珠郡九重町大字野上字下野矢三九五八番九 まで	平三〇・三・一六
県道中津高田線 豊後高田市一畑字向ノ平一三三四番一地先から 豊後高田市一畑字岩鼻一一一四番一地先まで	一般国道二二三号 中津市大字犬丸字大山二三八三番四から 中津市大字犬丸字如水二四一六番六まで	平三〇・三・一六	一般国道二二三号 中津市大字犬丸字大山二三八三番四から 中津市大字犬丸字如水二四一六番六まで	中津市山国町宇曾字松山平一四〇七番四から 中津市山国町宇曾字松山平一四〇七番五まで
県道豊後高田国東線 豊後高田市一畑字一里迫一六六番一〇地先から 豊後高田市一畑字イモノヲ一三四番五まで	一般国道二二三号 中津市大字犬丸字大山二三八三番四から 中津市大字犬丸字如水二四一六番六まで	平三〇・三・一六	一般国道二二三号 中津市大字犬丸字大山二三八三番四から 中津市大字犬丸字如水二四一六番六まで	中津市山国町宇曾字松山平一四〇七番四から 中津市山国町宇曾字松山平一四〇七番五まで
県道山香国見線 杵築市山香町大字日指字尾鼻九五八番四から 杵築市山香町大字日指字尾鼻九五八番六まで	一般国道二二三号 中津市大字犬丸字大山二三八三番四から 中津市大字犬丸字如水二四一六番六まで	平三〇・三・一六	一般国道二二三号 中津市大字犬丸字大山二三八三番四から 中津市大字犬丸字如水二四一六番六まで	中津市山国町宇曾字松山平一四〇七番四から 中津市山国町宇曾字松山平一四〇七番五まで

平成三十年三月十六日

大分県報（告示）

<p>県道山香院内線</p>	<p>宇佐市安心院町笹ヶ平字向代四八〇番三から 宇佐市安心院町笹ヶ平字伊竜三九五番六まで</p>	<p>平成三十年三月十六日 大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>
<p>県道玖珠山国線</p>	<p>宇佐市安心院町矢津字小平口二四四番五から 宇佐市安心院町矢津字其田一一五番一地先まで 玖珠郡玖珠町大字四日市字十ノ釣三七三番八から 玖珠郡玖珠町大字四日市字十ノ釣三七三番七まで</p>	<p>一 しゅん功認可の年月日 平成二十九年十二月十四日 二 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名 大分市大手町三丁目一番一号 大分県 代表者 大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>
<p>県道大田杵築線</p>	<p>杵築市大字船部字船部五六番二地先から 杵築市大字船部字船部五九番二地先まで</p>	<p>三 埋立ての区域 1 位置 (一) 第一区域 大分県津久見市大字徳浦字浜八一番地から同市堅浦四番地三までに至る間の地先 公有水面 (二) 第二区域 大分県津久見市大字堅浦字門田一七五二番地四から同市堅浦字門田一七五二番地七 までに至る間の地先公有水面</p>
<p>県道別府庄内線</p>	<p>別府市大字南立石字尾ノ上二一九四番一九から 別府市大字南立石字地蔵ノ下九四六番九まで</p>	<p>(一) 第一区域 次の各地点を順次に結んだ線及びチ点とい点を直線で結んだ線により囲まれた区域 い点 大分県津久見市大字下青江三ツ石四七二番の国土地理院水晶山三等三角点 (北緯三三度四分五九秒六二二八、東経一三一度五二分五七秒九〇三六) から 三三三度四分二四秒一〇〇七・八九二メートルの地点 ろ点 い点から二七三度四分五二秒五・九五五メートルの地点 は点 ろ点から三五六度五五分一八秒三・一〇〇メートルの地点 に点 は点から二七三度四分五〇秒三三三・〇七二メートルの地点 ほ点 に点から二五度〇分一四秒〇・八六八メートルの地点 へ点 ほ点から二一度二三分一秒六・九五三メートルの地点 と点 へ点から一三度一六分一六秒六・八八三メートルの地点 ち点 と点から三三九度三六分二三秒六・〇三九メートルの地点 り点 ち点から三三四度四〇分二五秒〇・九六三メートルの地点 ぬ点 り点から三五一度一分四二秒八・八一三メートルの地点 る点 ぬ点から三四七度四一分五三秒三・五三四メートルの地点</p>
<p>県道三重新殿線</p>	<p>豊後大野市三重町内田字久知良五一二番一地先から 豊後大野市三重町赤嶺字上川原一七三八番まで 豊後大野市三重町百枝字役場三三九〇番一七から 豊後大野市三重町百枝字宮山二八七五番八まで</p>	<p>二 制限の対象とする占用物件 新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更 新又は移設によるものを除く。） ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地 を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。 三 占用を制限する理由 緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を 防止するため。 四 占用の制限を開始する期日 平成三十年四月一日</p>
<p>大分県告示第二百十四号 公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二条第一項の規定により、次のとおり 公有水面埋立工事のしゅん功を認可した。</p>		

を点 る点から三四七度三三分三八秒一四・九〇五メートルの地点
 わ点 を点から三四九度六分三二秒一三・八八八メートルの地点
 か点 わ点から三四九度一分二秒一・九九八メートルの地点
 よ点 か点から三二八度四七分五〇秒七・四七八メートルの地点
 た点 よ点から三二八度四七分四九秒一・九三〇メートルの地点
 れ点 た点から三二四度八分五九秒五・七五四メートルの地点
 そ点 れ点から三二二度一分五一秒七・三一メートルの地点
 つ点 そ点から三二二度一分五三秒三・六六八メートルの地点
 ね点 つ点から三二二度三二分二秒二二・三八三メートルの地点
 な点 ね点から三三〇度一分九秒二・三五九メートルの地点
 ら点 な点から三二九度三二分三秒四・八九八メートルの地点
 む点 ら点から三三五度五〇分一七秒五・三一メートルの地点
 う点 む点から六度四三分二八秒六・二二六メートルの地点
 る点 う点から一三度五八分二三秒二・九一メートルの地点
 の点 る点から一九度三四分六秒二・四七八メートルの地点
 お点 の点から一九度三四分三〇秒三・八六二メートルの地点
 く点 お点から一九度三三分五一秒三・四八二メートルの地点
 や点 く点から二二度九分五九秒七・八三七メートルの地点
 ま点 や点から二二度一〇分一〇秒三・一八〇メートルの地点
 け点 ま点から二二度一〇分二四秒〇・五七二メートルの地点
 ふ点 け点から二七度四四分五一秒一四・六四八メートルの地点
 こ点 ふ点から三三度四六分四九秒一・七三〇メートルの地点
 え点 こ点から三二二度五六分二六秒一九・九九九メートルの地点
 て点 え点から五二度〇分四五秒二一・一四七メートルの地点
 あ点 て点から五三度四三分五九秒二一・三七八メートルの地点
 さ点 あ点から四〇度四一分二三秒二〇・一七八メートルの地点
 き点 さ点から四三度八分四七秒七・九八九メートルの地点
 ゆ点 き点から八一度五七分二秒一・五〇七メートルの地点
 め点 ゆ点から八五度四〇分四〇秒〇・五七三メートルの地点
 み点 め点から八六度九分三二秒一七・九八七メートルの地点
 し点 み点から八四度八分五四秒五・六五八メートルの地点
 ゑ点 し点から八四度二六分二〇秒二・四六六メートルの地点

(二) 第二区域

ひ点 ゑ点から一八六度五三分〇秒〇・五五〇メートルの地点
 も点 ひ点から一七八度八分二九秒五・八三九メートルの地点
 せ点 も点から一七四度一五分二九秒一・一八四メートルの地点
 す点 せ点から一五五度五九分四〇秒一・〇六二メートルの地点
 ん点 す点から一四四度三九分二〇秒二・一七二メートルの地点
 い点 ん点から一三三度四分三三秒二・一四六メートルの地点
 口点 い点から一二三度九分五五秒一九・一三一メートルの地点
 ハ点 口点から一二三度三分四秒六・一〇一メートルの地点
 二点 ハ点から一二三度六分五〇秒三五・三一〇メートルの地点
 ホ点 二点から一二二度三分二六秒九・四七一メートルの地点
 ト点 ホ点から一八七度四〇分一七秒三二・七六六メートルの地点
 チ点 ト点から二一三度一分五二秒一五九・八一〇メートルの地点

次の各地点を順次に結んだ線及びや点とり点を直線で結んだ線により囲まれた区域
 リ点 大分県津久見市大字下青江三ツ石四七二番地の国土地理院水晶山三等三角点
 (北緯三三度四分五九秒六二一八、東経一三一度五十分五七秒九〇三六) から
 三三二度一分三秒一〇七四・五二六メートルの地点
 又点 リ点から三〇三度二四分一〇秒九・五五一メートルの地点
 ル点 又点から三〇二度四分一九秒三七・〇二二メートルの地点
 ヲ点 ル点から三〇三度九分四四秒二三・三一九メートルの地点
 ワ点 ヲ点から三一三度四一分三九秒一・七三二メートルの地点
 カ点 ワ点から三二四度三九分二〇秒一・七四二メートルの地点
 ヨ点 カ点から三三五度五九分四七秒〇・九二五メートルの地点
 タ点 ヨ点から三五四度五九分三秒一〇・二五三メートルの地点
 レ点 タ点から三五八度八分四六秒五・六八六メートルの地点
 ソ点 レ点から六度五三分一四秒〇・八六七メートルの地点
 ツ点 ソ点から八四度二六分一三秒一・二〇〇メートルの地点
 ネ点 ツ点から一一八度二七分四八秒七・二〇九メートルの地点
 ナ点 ネ点から一一八度二七分五七秒一七・五二七メートルの地点
 ラ点 ナ点から一一八度三一分一七秒一五・一〇四メートルの地点
 ム点 ラ点から一一八度一九分三三秒六・二〇〇メートルの地点
 ウ点 ム点から一一七度五〇分一五秒二四・五三一メートルの地点

ノ点 ウ点から四九度七分八秒〇・七七八メートルの地点
 オ点 ノ点から五七度一二分二五秒〇・六五五メートルの地点
 ク点 オ点から五八度三七分四六秒一・五二一メートルの地点
 ヤ点 ク点から二〇度四八分五秒〇・四一六メートルの地点

3 面積

二四、〇三〇・三五平方メートル

四 埋立ての免許の年月日及び番号

平成二十一年九月四日指令港第六〇五号

五 閲覧の場所

大分県土木建築部港湾課及び臼杵土木事務所並びに津久見市役所

大分県告示第二百十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第五十五条第十三項において準用する同条第九項の規定により、大分都市計画事業大分臨海工業地帯大在土地区画整理事業の事業計画を次のとおり変更した。

平成三十年三月十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 施行者の名称

大分県

二 土地区画整理事業の名称

大分都市計画事業大分臨海工業地帯大在土地区画整理事業

三 事業施行期間

変更前 昭和四十九年六月十一日から平成三十年三月三十一日まで

変更後 昭和四十九年六月十一日から平成三十五年三月三十一日まで

四 施行地区

変更なし

五 事務所の所在地

変更なし

六 事業計画の決定年月日

昭和四十九年六月十一日

七 変更の年月日

平成三十年三月十二日

大分県告示第二百十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

平成三十年三月十六日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 施行者の名称

日出町

二 都市計画事業の種類及び名称

日出都市計画下水道事業
日出町公共下水道

三 事業施行期間

変更前 昭和五十二年三月八日から平成三十年三月三十一日まで

変更後 昭和五十二年三月八日から平成三十四年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし